

## 稲沢市オリジナル婚姻届等無償提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オリジナル婚姻届、記載例冊子及び電子ファイル（以下「オリジナル婚姻届等」という。）の作製及び無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オリジナル婚姻届 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）附録第12号に定められた様式の余白に市をイメージした図柄を入れた届書用紙をいう。
- (2) 記載例冊子 婚姻届の記載例を示した冊子であって、表紙裏面、裏表紙の表面及び裏面等並びに市長が指定した部分に広告が印刷されたものをいう。
- (3) 電子ファイル 婚姻届の市のホームページ掲載用PDFファイルであって、インターネット回線によりダウンロードできるものをいう。
- (4) 無償提供者 市にオリジナル婚姻届等を無償で提供する者をいう。

(無償提供期間)

第3条 オリジナル婚姻届等の無償提供期間は3年とし、広告は概ね1年単位で更新するものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 記載例冊子に掲載する広告の基準については、稲沢市有料広告掲載に関する要綱（平成19年8月23日施行）第3条に定めるところによる。

(無償提供者の募集方法)

第5条 市長は、無償提供者の募集を市のホームページにより行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定める。

(申込資格)

第6条 オリジナル婚姻届等無償提供の申込者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 無償提供者の所在地における市町村税を滞納していないこと。

(無償提供の申込み)

第7条 オリジナル婚姻届等の無償提供を申し込むときは、第5条第2項において定める募集要項に基づき、稲沢市オリジナル婚姻届等無償提供申込書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、募集要項において定めるオリジナル婚姻届等採点表に基づき公正に判断するものとする。

2 市長は、無償提供を適当であると認めるときは、稲沢市オリジナル婚姻届等無償提供許可決定通知書(様式第2)により、その結果を通知するものとする。

(協定書等の締結)

第9条 市長は、オリジナル婚姻届等の無償提供に関し、無償提供者と協定書等を取り交わすものとする。

(広告の審査)

第10条 広告の内容等の審査は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱第8条に規定する当該広告媒体の所管部署が行うものとする。

(留意事項)

第11条 無償提供者は、オリジナル婚姻届等に掲載する広告の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、オリジナル婚姻届等の広告内容及び色、形状等、全作製物の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

3 無償提供者は、オリジナル婚姻届等納品物の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の責務)

第12条 無償提供者は、広告の内容その他掲載に関する全ての責任を負うものとする。

2 無償提供者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(代替品の納品)

第13条 市及び無償提供者は、使用中のオリジナル婚姻届等の広告主及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は、代替品を納品しなければならない。

(設置の中止)

第14条 市長は、無償提供者がこの要領の規定に違反していると認めたとき、又は提供することが適当でないとき、設置を中止することができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、オリジナル婚姻届等の作製及び無償提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年3月20日から施行する。